

平成21年生駒市議会（第5回）定例会議案

平成21年9月8日

生 駒 市

平成 21 年生駒市議会（第 5 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 61 号	平成 21 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）	1～10
議案第 62 号	平成 21 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	11～13
議案第 63 号	生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について	14～19
議案第 64 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	20～21
議案第 65 号	生駒市社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	22～23
議案第 66 号	生駒市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について	24～35
議案第 67 号	生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	36～44
議案第 68 号	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45～46
議案第 69 号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第 70 号	生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	48～49
議案第 71 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	50～51
議案第 72 号	竜田川浄化センター監視制御設備更新工事請負契約の締結について	52
議案第 73 号	小学校及び中学校情報教育用機器の取得について	53
議案第 74 号	市道路線の認定について	54
議案第 75 号	生駒市教育委員会委員の任命について	55
議案第 76 号	生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について	56
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	57

議案第 61 号

平成 21 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）

平成 21 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 5 , 5 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 , 9 0 8 , 9 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

平成 21 年 9 月 8 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,685,583	262,029	2,947,612
	2 国庫補助金	826,381	262,029	1,088,410
15 県支出金		1,382,177	73,907	1,456,084
	2 県補助金	373,588	73,907	447,495
18 繰入金		1,320,328	-51,424	1,268,904
	1 基金繰入金	1,320,328	-51,424	1,268,904
21 市債		2,217,900	31,000	2,248,900
	1 市債	2,217,900	31,000	2,248,900
歳 入 合 計		31,593,389	315,512	31,908,901

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,079,561	18,395	4,097,956
	1 総務管理費	3,245,030	18,395	3,263,425
3 民生費		9,102,508	220,542	9,323,050
	1 社会福祉費	3,825,289	72,266	3,897,555
	2 児童福祉費	3,521,721	148,276	3,669,997
4 衛生費		3,557,974	21,629	3,579,603
	1 保健衛生費	1,148,208	21,629	1,169,837
5 産業経済費		360,805	12,746	373,551
	1 農業費	153,349	8,113	161,462
	2 商工費	207,456	4,633	212,089
6 土木費		3,708,706	42,200	3,750,906
	3 都市計画費	1,715,103	42,200	1,757,303
歳 出 合 計		31,593,389	315,512	31,908,901

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
道路橋梁 整備事業	71,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはその 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換え ることができる。	81,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはその 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換え ることができる。
街路整備 事業	367,500	"	"	"	388,600	"	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫補助金	114,291	158,400	272,691	1 社会福祉費補助金	-30,000	福祉空間整備事業費補助金
				2 児童福祉費補助金	145,234	母子自立支援事業補助金 子育て応援特別手当交付金 子育て応援特別手当事務取扱交付金
				3 生活保護費補助金	43,166	住宅生活支援対策事業補助金
2 衛生費国庫補助金	86,354	21,629	107,983	1 保健衛生費補助金	21,629	疾病予防対策事業費補助金
3 土木費国庫補助金	148,192	46,100	194,292	2 道路橋梁及び河川費補助金	25,000	地域連携推進事業補助金
				3 都市計画費補助金	21,100	大洲鹿畑線街路事業補助金
7 総務費国庫補助金	280,548	35,900	316,448	1 総務管理費補助金	35,900	地域活性化・公共投資臨時交付金
計	826,381	262,029	1,088,410			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	17,766	2,061	19,827	1 総務管理費補助金	2,061	緊急雇用創出事業交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	285,769	59,100	344,869	1 社会福祉費補助金	59,100	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 介護職員処遇改善等臨時特例交付金	52,500 6,600
4 産業経済費県補助金	4,890	12,746	17,636	1 農業費補助金	8,113	緊急雇用創出事業交付金	
				2 商工費補助金	4,633	緊急雇用創出事業交付金	
計	373,588	73,907	447,495				

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
10 財政調整基金繰入金	332,745	-51,424	281,321	1 財政調整基金繰入金	-51,424		
計	1,320,328	-51,424	1,268,904				

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 土木債	476,100	31,000	507,100	1 道路橋梁及び河川債	9,900	道路整備事業債	
				2 都市計画債	21,100	大洞鹿畑線街路整備事業債	
計	2,217,900	31,000	2,248,900				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源				
					国庫支出金	地方債			
11 交通対策費	67,278	18,395	85,673	16,261 (国補)		2,134	13 委託料	2,061	放置自転車防止指導等委託料
				14,200 (県補)			19 負担金補助及び交付金	16,334	鉄道駅耐震補強事業費補助金
計	3,245,030	18,395	3,263,425	16,261		2,134			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源				
					国庫支出金	地方債			
1 社会福祉総務費	334,845	43,166	378,011	43,166 (国補)			7 賃金	1,024	臨時雇賃金
				43,166			9 旅費	42	普通旅費
							11 需用費	100	消耗品費
							20 扶助費	42,000	住宅手当緊急特別扶助
6 介護保険費	963,810	29,100	992,910	29,100 (国補)			19 負担金補助及び交付金	29,100	福祉空間整備事業費補助金 -30,000 地域密着型事業整備等補助金 59,100
計	3,825,289	72,266	3,897,555	72,266					

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定地方債		一般財源			
				国県支出金	その他				
1 児童福祉総務費	1,358,310	136,110	1,494,420	136,110 (国補) 136,110			3 職員手当等	849	
							4 共済費	315	社会保険料等
							7 賃金	2,340	臨時雇賃金
							9 旅費	24	普通旅費
							11 需用費	227	消耗品費 印刷製本費
							12 役務費	1,055	通信運搬費 手数料
							14 使用料及び賃借料	1,700	電算端末機賃借料等
							19 負担金補助及び交付金	129,600	子育て応援特別手当
4 母子福祉費	277,245	12,166	289,411	9,124 (国補) 9,124			20 扶助費	12,166	高等職業訓練促進費
計	3,521,721	148,276	3,669,997	145,234		3,042			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定地方債		一般財源			
				国県支出金	その他				
2 予防費	491,765	21,629	513,394	21,629			7 賃金	1,677	臨時雇賃金

					(国補) 21,629					11 需用費	1,364	消耗品費 印刷製本費	224 1,140
										12 役務費	959	通信運搬費	
										13 委託料	17,629	各種がん検診委託料	
計	1,148,208	21,629	1,169,837	21,629									

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				地方債		一般財源			
				特 定	その 他				
4 森林対策事業 費	3,402	8,113	11,515	8,113 (県補)	8,113	13 委託料	8,113	くろんどの森内森林整備事業委託料	
計	153,349	8,113	161,462	8,113					

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				地方債		一般財源			
				特 定	その 他				
2 商工振興費	96,416	4,633	101,049	4,633 (県補)	4,633	13 委託料	4,633	企業誘致施策委託料	
計	207,456	4,633	212,089	4,633					

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	地方債	その他			
2 街路事業費	547,199	42,200	589,399	21,100 (国補)	21,100		17 公有財産購入 費	33,000	大洲鹿畑線街路用地
				21,100 (国補)			22 補償補填及び 賠償金	9,200	物件移転等補償
計	1,715,103	42,200	1,757,303	21,100	21,100				

議案第 62 号

平成 21 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 21 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,466 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,042,139 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 9 月 8 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		948,984	83,466	1,032,450
	2 基金繰入金	55,277	83,466	138,743
歳 入 合 計		5,958,673	83,466	6,042,139

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸支出金		1,533	83,466	84,999
	1 償還金及び還付加算金	1,533	83,466	84,999
歳 出 合 計		5,958,673	83,466	6,042,139

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	1,937	83,466	85,403	1 介護給付費準備基金繰入金	83,466	
計	55,277	83,466	138,743			

[単位 千円]

歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明		
				特 定 財 源	財 源 の 他				区 分	金 額
					国 庫 支 出 金	地 方 債				
2 償還金	10	83,466	83,476		83,466 (繰入)	83,466	23 償還金利子及び割引料	83,466	国庫支出金等精算返還金	
計	1,533	83,466	84,999		83,466					

[単位 千円]

生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 9 月 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第 1 条 生駒市税条例(昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 61 条第 6 項中「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に改める。

附則第 9 条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年」の次に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第 3 項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの各年である場合に

限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条の2及び第25条の3第1項の規定の適用については、第25条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第9条の3の2第1項」と、第25条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条の3の2第1項」とする。

附則第10条第2項中「附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加える。

附則第18条第3項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「第25条第1項前段」を「第25条第1項中

「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第19条第3項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第20条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第21条第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第22条第5項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第23条第2項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第23条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第24条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37

条の12の2第11項」に改める。

附則第25条第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第25条の3第2項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成20年9月生駒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「次条第20項及び第21項」を「次条第18項及び第19項」に改め、同条第4号中「第14項」を「第12項」に改め、同条第5号中「次条第15項から第19項まで」を「次条第13項から第17項まで」に改める。

附則第2条第7項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第10項中「（次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を削り、第14項を第12項とし、第15項を第13項とし、同

条第16項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、
「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等
所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）
附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に
定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る
譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第23
条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第20条の規定の適用があ
る場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項
各号を削り、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第2条第16項
」を「附則第2条第14項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項
中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19
項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第2
0項を同条第18項とし、同条第21項中「平成22年12月31日」を「平
成23年12月31日」に改め、同項を同条第19項とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲
げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中生駒市税条例附則第21条第1項及び第2項の改正規定並びに
第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中生駒市税条例附則第9条の3第3項、第20条第1項及び第2
1条第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日
- (3) 第1条中生駒市税条例附則第25条第1項の改正規定 平成23年1月
1日
- (4) 第1条中生駒市税条例第61条第6項の改正規定 農地法等の一部を改

正する法律（平成 21 年法律第 57 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の生駒市税条例附則第 9 条の 3 第 3 項の規定は、平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 21 年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 9 月 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項を附則第 15 項とし、附則第 10 項から附則第 12 項までを 2 項ずつ繰り下げ、附則第 9 項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第 11 項とし、附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とし、附則第 7 項の見出しを削り、同項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」に、「前項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とし、同項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用を受ける場合における附則第 4 項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第

35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

附則第5項中「金額」と、」の次に「、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、」を加え、同項を附則第6項とし、附則第4項中「第35条第1項」の次に「、「第35条の2第1項」を加え、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第15条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4項の改正規定（「第35条第1項」の次に「、「第35条の2第1項」を加える部分に限る。）及び附則第5項の改正規定（同項を附則第6項とする部分を除く。） 平成22年4月1日
- (2) 附則第9項の改正規定（「事業所得」の次に「、「譲渡所得」を加える部分に限る。） 平成23年1月1日

議案第 65 号

生駒市社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 21 年 9 月 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市社会教育委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市社会教育委員に関する条例(昭和 56 年 7 月生駒市条例第 20 号)
)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「10 人」を「15 人以内」に改める。

(生駒市公民館条例の一部改正)

第 2 条 生駒市公民館条例(昭和 56 年 7 月生駒市条例第 21 号)の一部を次の
ように改正する。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

第 8 条第 1 号中「法」を「社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)」に改
める。

(生駒市図書館条例の一部改正)

第 3 条 生駒市図書館条例(昭和 61 年 10 月生駒市条例第 28 号)の一部を次
のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 5 条から第 8 条までを削り、第 9 条を第 5 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

生駒市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成21年9月8日

生駒市長 山下 真

生駒市公民館条例等の一部を改正する条例

(生駒市公民館条例の一部改正)

第1条 生駒市公民館条例(昭和56年7月生駒市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に定める使用料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

第13条ただし書中「教育委員会」を「市長」に、「認めた」を「認める」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

1 公民館使用料

(1) 生駒市中央公民館（大ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用	音響及び照明の操作必要	25,300円	42,100円	33,700円	80,800円
	音響及び照明の操作不要	18,900円	31,500円	25,200円	60,400円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	5,800円	4,900円	4,900円	3,900円	3,900円	18,700円
	音響及び照明の操作不要	4,400円	3,600円	3,600円	2,900円	2,900円	13,900円
ホワイエのみの使用		2,200円	1,800円	1,800円	1,500円	1,500円	8,800円

(2) 生駒市中央公民館（小ホール等）

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
小ホール	全体使用	2,800円	2,400円	2,400円	1,900円	1,900円
	客席のみの使用	2,200円	1,900円	1,900円	1,500円	1,500円
研修室1		900円	800円	800円	600円	600円
研修室2		900円	700円	700円	600円	600円
研修室3(美術室)		1,800円	1,500円	1,500円	1,200円	1,200円
研修室4(視聴覚室)		1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円
和室A		400円	400円	400円	300円	300円
和室B・C 1室につき		600円	500円	500円	400円	400円

(3) 生駒市中央公民館（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	2,600円	2,600円	2,600円

(4) 生駒市中央公民館別館（集会室）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
全体使用	1,300 円	1,100 円	1,100 円	800 円	800 円
客席のみの使用	1,000 円	800 円	800 円	700 円	700 円

(5) 生駒市中央公民館南別館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
集会室	1,800 円	1,500 円	1,500 円	1,200 円	1,200 円
和室	900 円	700 円	700 円	600 円	600 円

(6) 生駒市鹿ノ台地区公民館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
大集会室	3,000 円	2,500 円	2,500 円	2,000 円	2,000 円
小集会室、和室 A 1室につき	600 円	500 円	500 円	400 円	400 円
和室 B	300 円	200 円	200 円	200 円	200 円
和室 C	400 円	300 円	300 円	200 円	200 円
和室 D	300 円	300 円	300 円	200 円	200 円

(7) 生駒市東地区公民館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
大会議室 A・B 1室につき	2,200 円	1,900 円	1,900 円	1,500 円	1,500 円
第2研修室	2,100 円	1,800 円	1,800 円	1,400 円	1,400 円
第3研修室	1,600 円	1,300 円	1,300 円	1,000 円	1,000 円
実習室 A・B 1室につき	1,900 円	1,500 円	1,500 円	1,200 円	1,200 円
和室 A・B 1室につき	1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円

備考 市民以外の者が使用する場合における使用料は、上記各表の金額に 1.5 を乗じて得た額とする。

2 附属設備使用料

市長の定める額

(生駒市市民ホール条例の一部改正)

第2条 生駒市市民ホール条例（昭和61年10月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第6条中「1に」を「いずれかに」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「本市は」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

第10条ただし書中「教育委員会」を「市長」に、「認めた」を「認める」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 市民ホール使用料

(1) 生駒市市民ホール

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用	音響及び照明の操作必要	14,600円	24,400円	19,400円	46,600円
	音響及び照明の操作不要	10,900円	18,200円	14,400円	34,700円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,200円	2,700円	2,700円	2,100円	2,100円	10,200円
	音響及び照明の操作不要	2,400円	2,000円	2,000円	1,600円	1,600円	7,600円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	11,400円	9,500円	9,500円	7,600円	7,600円	36,400円
	音響及び照明の操作不要	8,500円	7,100円	7,100円	5,600円	5,600円	27,100円

(2) 生駒市市民ホール別館

	9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
全体使用	2,200円	1,800円	1,800円	1,400円	1,400円

備考

- 1 市民が営利目的で使用する場合における使用料は、上記各表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合における使用料は、上記各表の金額に1.5（営利目的で使用する場合にあっては、3）を乗じて得た額とする。

2 附属設備使用料

市長の定める額

(生駒市芸術会館条例の一部改正)

第3条 生駒市芸術会館条例（平成9年12月生駒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(使用料及び観覧料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

2 芸術会館が行う美術品等の特別な展示を観覧しようとする者は、1人1回につき1,000円を超えない範囲内において市長が定める額の観覧料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第10条関係）

1 施設使用料

(1) 展示室

	9:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00
全面	8,400円	14,000円	11,200円	26,800円
半面	4,200円	7,000円	5,600円	13,400円
常設展示室	1,100円	1,800円	1,400円	4,300円

(2) セミナー室等

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
セミナー室1～4 1室につき	1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円
美術室1～3 1室につき	1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円
和室	600円	500円	500円	400円	400円

2 附属設備使用料

市長の定める額

(生駒市コミュニティセンター条例の一部改正)

第4条 生駒市コミュニティセンター条例（平成2年3月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「認めるときは」の次に「、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し」を加える。

第7条中「使用の許可を受けた者」を「使用者」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

第10条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第12条中「使用の許可を受けた者」を「使用者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第8条関係）

1 施設使用料

(1) 生駒市コミュニティセンター（文化ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用（控室を除く。）	音響及び照明の操作必要	12,300円	20,600円	20,600円	42,800円
	音響及び照明の操作不要	9,300円	15,400円	15,400円	32,000円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	10,400円
	音響及び照明の操作不要	2,300円	1,900円	1,900円	1,900円	1,900円	7,900円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,300円	7,800円	7,800円	7,800円	7,800円	32,400円
	音響及び照明の操作不要	7,000円	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	24,100円
控室		500円	400円	400円	400円	400円	2,100円

(2) 生駒市コミュニティセンター（会議室等）

	9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00
会議室 201～204 1室につき	800円	600円	600円	600円	600円
会議室 205	900円	800円	800円	800円	800円
会議室 206・301 1室につき	1,600円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
会議室 401	2,000円	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円
会議室 402～404 1室につき	1,900円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
和室	600円	500円	500円	500円	500円

(3) 南コミュニティセンターせせらぎ（せせらぎホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用（楽屋1・2を除く。）	音響及び照明の操作必要	13,800円	23,200円	18,400円	44,200円
	音響及び照明の操作不要	10,400円	17,200円	13,800円	33,100円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,900円	3,300円	3,300円	2,600円	2,600円	12,500円
	音響及び照明の操作不要	2,900円	2,400円	2,400円	1,900円	1,900円	9,200円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,900円	8,300円	8,300円	6,600円	6,600円	31,700円
	音響及び照明の操作不要	7,500円	6,200円	6,200円	5,000円	5,000円	23,900円
楽屋1		400円	300円	300円	200円	200円	1,400円
楽屋2		300円	300円	300円	200円	200円	1,300円

(4) 南コミュニティセンターせせらぎ（小ホール等）

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
小ホール		4,000円	3,300円	3,300円	2,600円	2,600円
リハーサル室	せせらぎホール又は小ホールとの併用使用	200円	200円	200円	100円	100円
	単独使用	600円	600円	600円	300円	300円
プレイルーム		500円	400円	400円	300円	300円
セミナー室 201		1,000円	800円	800円	700円	700円
セミナー室 202・203・301～303 1室につき		1,500円	1,200円	1,200円	1,000円	1,000円

和室1	500円	400円	400円	300円	300円
和室2・3 1室につき	600円	500円	500円	400円	400円

(5) 南コミュニティセンターせせらぎ（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	2,400円	2,400円	2,400円

(6) 北コミュニティセンター I S T A はばたき（はばたきホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用（楽屋1～4を除く。）	音響及び照明の操作必要	21,300円	35,400円	28,200円	67,800円
	音響及び照明の操作不要	15,900円	26,400円	21,000円	50,500円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	8,300円	6,900円	6,900円	5,500円	5,500円	26,400円
	音響及び照明の操作不要	6,200円	5,100円	5,100円	4,100円	4,100円	19,600円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	13,000円	10,800円	10,800円	8,600円	8,600円	41,400円
	音響及び照明の操作不要	9,700円	8,100円	8,100円	6,400円	6,400円	30,900円
楽屋1～4 1室につき		300円	300円	300円	200円	200円	1,300円

(7) 北コミュニティセンター I S T A はばたき（小ホール）

	9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
音響及び照明の操作必要	7,200円	6,000円	6,000円	4,800円	4,800円	23,000円
音響及び照明の操作不要	5,300円	4,400円	4,400円	3,500円	3,500円	16,800円

(8) 北コミュニティセンター I S T A はばたき (リハーサル室等)

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
リハーサル室	はばたきホール又は小ホールとの併用使用	700 円	600 円	600 円	500 円	500 円
	単独使用	2,100 円	1,800 円	1,800 円	1,500 円	1,500 円
プレイルーム		700 円	600 円	600 円	500 円	500 円
セミナー室 201～203 1室につき		1,500 円	1,300 円	1,300 円	1,000 円	1,000 円
セミナー室 204		700 円	600 円	600 円	400 円	400 円
セミナー室 301～305 1室につき		1,500 円	1,300 円	1,300 円	1,000 円	1,000 円
和室1		1,000 円	800 円	800 円	600 円	600 円
和室2		1,100 円	900 円	900 円	700 円	700 円
和室3		1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円

(9) 北コミュニティセンター I S T A はばたき (調理室)

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	3,500 円	3,500 円	3,500 円

備考

- 1 市民が営利目的で使用する場合における使用料は、上記各表の金額に 2 を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合における使用料は、上記各表の金額に 1.5 (営利目的で使用する場合にあっては、3) を乗じて得た額とする。

2 附属設備使用料

市長の定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市公民館条例、生駒市市民ホール条例、生駒市芸術会館条例及び生駒市コミュニティセンター条例の規定は、平成22年4月1日以後の公民館、市民ホール、芸術会館及びコミュニティセンターの使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前のそれぞれの公の施設の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 9 月 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市体育施設条例（平成元年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「これらを「施設」」を「単に「体育施設」」に改める。

第 3 条の 2 から第 3 条の 5 までの規定中「施設」を「体育施設」に改める。

第 4 条第 1 項中「施設（附属設備を含む。以下同じ。）」を「体育施設」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「施設」を「体育施設」に改める。

第 7 条中「、使用」を「、体育施設の使用」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（使用料）

第 8 条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第 3 のとおりとする。

第 9 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（使用料の還付）

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができる。

第 11 条中「施設」を「体育施設」に改める。

第 12 条中「、使用」を「、体育施設の使用」に改める。

第 13 条から第 15 条までの規定中「施設」を「体育施設」に改める。

第 16 条を次のように改める。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

別表第 1 中「体育施設」を削り、同表の(1)の表中「及び武道館」を削り、同表生駒市武道館の項を削り、別表第 1 の(3)の表を別表第 1 の(4)の表とし、別表第 1 の(2)の表を別表第 1 の(3)の表とし、別表第 1 の(1)の表の次に次の 1 表を加える。

(2) 武道館

名 称	位 置
生駒市武道館	生駒市門前町 9 番 20 号

別表第 2 中「公園体育施設」を削る。

別表第 3 の 1 の表から別表第 3 の 3 の表までを次のように改める。

1 体育館

区 分		(午前) 9:00～ 12:00	(午後) 12:00～ 15:00	(夕方) 15:00～ 18:00	(夜間) 18:00～ 21:00	
生駒市北大 和体育館 生駒市小平 尾南体育館 生駒市井出 山体育館	アマチュアスポーツ	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	
	アマチュアスポーツ以 外(集会、講演会等)	8,250 円	8,250 円	8,250 円	8,250 円	
	指定管理者が特に必 要があると認める営利 使用の場合	30,250 円	30,250 円	30,250 円	30,250 円	
	会議室	500 円	500 円	500 円	500 円	
生駒市市民 体育館 生駒市総合 公園体育館	アマチュア スポーツ	体育室 全面	3,600 円	3,600 円	3,600 円	3,600 円
		体育室 半面	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
	アマチュアスポーツ以 外(集会、講演会等)	16,500 円	16,500 円	16,500 円	16,500 円	
	指定管理者が特に必 要があると認める営利 使用の場合	60,500 円	60,500 円	60,500 円	60,500 円	
	会議室	500 円	500 円	500 円	500 円	
	多目的室	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	
むかいやま公 園体育館	アマチュアスポーツ	2,100 円	2,100 円	2,100 円	2,100 円	
	アマチュアスポーツ以 外(集会、講演会等)	9,670 円	9,670 円	9,670 円	9,670 円	
	指定管理者が特に必 要があると認める営利 使用の場合	35,470 円	35,470 円	35,470 円	35,470 円	

備考

- 1 「体育室半面」とは、体育室の床面積の2分の1以下をいう。
- 2 会議室使用の場合、机及び椅子は使用料に含む。
- 3 次に掲げる者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する中学生以下の者
 - (2) 市内に存する幼稚園、小学校又は中学校に在学する者
 - (3) 指定管理者が前2号に準ずると認める者
- 4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等（前項に掲げる者をいう。以下同じ。）
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者

2 武道館

区 分			(午前) 9:00～ 13:00	(午後) 13:00～ 17:00	(夜間) 17:00～ 21:00	
生 駒 市 武 道 館	専 用 使 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	全 面	2,400 円	2,400 円	2,400 円
			半 面	1,200 円	1,200 円	1,200 円
	指 定 管 理 者 が 特 に 必 要 が あ る と 認 め る 営 利 使 用 の 場 合			40,330 円	40,330 円	40,330 円
個 人 使 用			1 人 に つ き 100 円	1 人 に つ き 100 円	1 人 に つ き 100 円	

備考

- 1 「半面」とは、武道場の床面積の2分の1以下をいう。
- 2 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者

3 グラウンド

区 分	(午前) 9:00～ 13:00	(午後) 13:00～ 17:00	(夜間) 17:00～ 19:00	(夜間) 17:00～ 21:00
生駒市北大和グラウンド	1,300 円	1,300 円	500 円	
生駒市北大和野球場 生駒市井出山グラウンド	1,600 円	1,600 円		1,600 円

備考 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

別表第3の6の表を削り、別表第3の5の表を別表第3の6の表とする。

別表第3の4の表中「午前（10：00～12：00）」を「（午前）10：00～12：00」に、「午後（13：00～17：00）」を「（午後）13：00～17：00」に改め、同表を別表第3の5の表とし、別表第3の3の表の次に次の1表を加える。

4 テニスコート

区 分	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
生駒市浄化センターテニスコート	1コートにつき 700円	1コートにつき 700円	1コートにつき 700円	1コートにつき 700円	1コートにつき 600円	
イモ山公園テニスコート 滝寺公園テニスコート	1コートにつき 1,200円	1コートにつき 1,200円	1コートにつき 1,200円	1コートにつき 1,200円	1コートにつき 1,000円	
生駒市総合公園テニスコート 生駒山麓公園テニスコート むかいやま公園テニスコート	1コートにつき 1,200円	1コートにつき 1,200円	1コートにつき 1,200円	1コートにつき 1,200円	1コートにつき 1,200円	1コートにつき 1,200円

備考 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

別表第3の6の表の次に次の1表を加える。

7 附属設備

市長の定める額

第2条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第3条の5に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド及び生駒市浄化センターテニスコート（以下これらを「利用料金対象体育施設」という。）の管理をさせる指定管理者にあっては、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務をその業務の範囲とする。

第8条の見出しを「（使用料及び利用料金）」に改め、同条第1項中「使用者」を「体育施設（利用料金対象体育施設を除く。）の使用の許可を受けた者」に改め、同条第2項中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金対象体育施設の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

第8条に次の3項を加える。

4 第2項の規定により納付された利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。

5 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金についてプリペイドカード又は定期利用券を発行することができる。

6 前項に定めるもののほか、プリペイドカード及び定期利用券の金額その他これらの発行及び使用に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

第10条の見出しを「(使用料等の還付)」に改め、同条第1項中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第16条中「使用料」の次に「及び利用料金」を加える。

別表第2の(2)の表中「奈良県生駒健民運動場」を「生駒市健民グラウンド」に改め、別表第2の(3)の表に次のように加える。

生駒市健民テニスコート	生駒市元町2丁目11番
-------------	-------------

別表第3の1の表備考第2項から第4項までの規定中「使用料」の次に「又は利用料金」を加え、別表第3の3の表中「生駒市北大和グラウンド」を

「生駒市北大和グラウンド
イモ山公園グラウンド 及び にかいやま公園グラウンド」に改め、同表備考中「使用料」の次に「又は利

用料金」を加え、同表に次のように加える。

生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド	1,300 円	1,300 円		1,300 円
生駒市小平尾南少年グラ ウンド	600 円	600 円		600 円

別表第 3 の 4 の表中「生駒市浄化センターテニスコート」を「生駒市浄化センターテニスコート 生駒市健民テニスコート」に改め、同表備考中「使用料」の次に「又は利用料金」を加える。

別表第 3 の 7 の表を別表第 3 の 8 の表とする。

別表第 3 の 6 の表中「奈良県生駒健民運動場夜間照明」を「生駒市健民グラウンド夜間照明」に改め、同表を別表第 3 の 7 の表とし、別表第 3 の 5 の表の次に次の 1 表を加える。

6 相撲場

区 分	(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~19:00
生駒市総合公園相撲場	300 円	300 円	200 円

備考 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の 2 分の 1 に相当する額とする。

第 3 条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の 5 第 2 項中「及び生駒市浄化センターテニスコート」を「、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール」に改める。

第 8 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、生駒市井出山屋内温水プールに係る利用料金は、別表第 4 に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第 1 に次の 1 表を加える。

(5) プール

名 称	位 置
生駒市井出山屋内温水プール	生駒市小平尾町 9 5 6 番地 1

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第8条関係）

1 当日使用

区 分	金 額
プールのみ	1人につき800円以内
プール及びトレーニングジム	1人につき1,200円以内

2 月間使用（技術指導有り）

区 分	金 額
プール、トレーニングジム及びスタジオ	1人につき7,000円以内

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成22年4月1日

(2) 第3条の規定 教育委員会規則で定める日

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の生駒市体育施設条例の規定は、平成22年4月1日以後の体育施設の使用に係る許可及びその使用料について適用し、同日前の体育施設の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の生駒市体育施設条例第8条第5項のプリペイドカード及び定期利用券の発行は、平成22年4月1日前においても行うことができる。

4 第2条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、平成22年4月1日以後のイモ山公園グラウンド、むかいやま公園グラウンド、生駒市総合公園グラウンド、生駒市健民グラウンド、生駒市小平尾南少年グラウン

ド及び生駒市総合公園相撲場の使用に係る使用料について適用する。

- 5 前項に規定する使用料の徴収は、平成22年4月1日前においても行うことができる。
- 6 第3条の規定による改正後の生駒市体育施設条例の規定による生駒市井出山屋内温水プールの月間使用の許可及び当該許可に係る手続は、附則第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める日前においても行うことができる。

議案第 68 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 9 月 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 12 月生駒市条例第 32
号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第 12 条の 2 本市及び規則で定める者（以下「本市等」という。）以外の者は、
市長がごみ収集場所として認めた場所に排出された廃棄物のうち、古紙、ガラ
スびん、缶、ペットボトルその他の再生利用の対象となる物として規則で定め
るもの（以下「資源物等」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、本市等以外の者が前項の規定に違反して資源物等を収集し、又は運
搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができ
る。

3 前項の規定による命令については、生駒市行政手続条例（平成 9 年 3 月生駒
市条例第 2 号）第 3 章の規定は、適用しない。

第 16 条中「第 10 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改める。

第 2 4 条の次に次の 2 条を加える。

(罰則)

第 2 5 条 第 1 2 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、2 0 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 2 6 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 4 条の次に 2 条を加える改正規定は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 69 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成21年9月8日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

- 4 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「380,000円」とあるのは、「420,000円」とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

議案第 70 号

生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 9 月 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部を改正
する条例

(生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年 3 月生駒市条例第 14
号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「1 月」を「3 月」に改め、同項ただし書を次のように改め
る。

ただし、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,
000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免すること
ができる。

(生駒市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次
のように改正する。

第9条第1項中「1月」を「3月」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市後期高齢者医療に関する条例第6条に1項を加える改正規定及び第2条中生駒市介護保険条例第9条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市後期高齢者医療に関する条例第6条第1項及び生駒市介護保険条例第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

議案第 71 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 9 月 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市白庭台地区整備計画区域の項中「平成 18 年 9 月 29 日生駒市
告示第 191 号」を「平成 21 年 3 月 16 日生駒市告示第 29 号」に改め、同表
生駒市高山学研地区整備計画区域の項中「平成 11 年 4 月 1 日生駒市告示第 47
号」を「平成 21 年 6 月 30 日生駒市告示第 121 号」に改め、同表生駒市（仮
称）東白庭地区整備計画区域の項を次のように改める。

生駒市上町台地区整備計画区域	都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 21 年 7 月 31 日生駒市告示第 139 号に定める大和都市計画生駒市上町台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第 2 生駒市（仮称）東白庭地区整備計画区域の部低層専用住宅地区の項を
削り、同部沿道利用地区の項の前に次のように加え、同部を同表生駒市上町台地
区整備計画区域の部とする。

<p>低層専 用住宅 地区 A</p>	<p>建築物以外の 1 建築住宅（法別表第2(い)たね 1 項第1号に係るもの。次に 建おいて住宅を除く。次に 2 別表第3(あ)項に掲げ る住宅種園、保育所、公民 3 館又は集会所の収容施 4 診を療持つもの除く。話 5 所を巡査の派出所、らに 5 所別表第3(い)項に掲げ 6 公益上各必要の建築物に附 す前も各の別表第3(え) 項に掲げるものを除く。</p>	<p>165 平方 メートル</p>				<p>9 メートル</p>
<p>低層専 用住宅 地区 B</p>	<p>建築物以外の 1 建築住宅（法別表第2(い)たね 1 項第1号に係るもの。次に 建おいて住宅を除く。次に 2 別表第3(あ)項に掲げ る住宅種園、保育所、公民 3 館又は集会所の収容施 4 診を療持つもの除く。話 5 所を巡査の派出所、らに 5 所別表第3(い)項に掲げ 6 公益上各必要の建築物に附 す前も各の別表第3(え) 項に掲げるものを除く。</p>	<p>165 平方 メートル</p>	<p>の平年1市1に計なるを南築な 等、13駒第号る(2)す線て建は 壁は2月生示9め図示面えにてな 外面成7日告3定画表壁超側し ら</p>	<p>等心長合3ト下る 壁中ののが一以あの 外の線さ計メルでも</p>		<p>9 メートル</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

竜田川浄化センター監視制御設備更新工事請負契約の締結について

平成21年8月18日事後審査型条件付一般競争入札に付した竜田川浄化センター監視制御設備更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 竜田川浄化センター監視制御設備更新工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 259,350,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番30号
株式会社東芝 関西支社
執行役常務関西支社長 川下史朗 |
| 5 工期 | 契約の日から平成23年3月25日まで |

平成21年9月8日提出

生駒市長 山下 真

議案第 73 号

小学校及び中学校情報教育用機器の取得について

下記のとおり小学校及び中学校情報教育用機器を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 名 称 小学校及び中学校情報教育用機器
- 2 取 得 価 格 32,130,000円
- 3 契約の相手方 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号
株式会社ライオン事務器
大阪本店長 嶋 憲 二
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 納 期 契約の日から平成21年12月25日まで

平成21年9月8日提出

生駒市長 山下 真

議案第 74 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	北田原南北線	北田原町2413番1先 北田原町1592番3先

平成21年9月8日提出

生駒市長 山下 真

議案第 75 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市壱分町974番地

氏 名 中 井 公 人

生年月日 昭和17年5月4日

平成21年9月8日提出

生駒市長 山 下 真

生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について

生駒市法令遵守委員会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月生駒市条例第21号）第16条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 神戸市北区鈴蘭台北町9丁目8番15号

氏 名 比 山 節 男

生年月日 昭和22年5月5日

住 所 生駒市北大和1丁目27番地4

氏 名 河 良 彦

生年月日 昭和26年4月20日

住 所 奈良市藤ノ木台四丁目3番17号

氏 名 秋 田 仁 志

生年月日 昭和36年6月30日

平成21年9月8日提出

生駒市長 山 下 真

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市萩の台920番地

氏 名 中 谷 八 榮 子

生年月日 昭和21年9月19日

住 所 生駒市南田原町661番地

氏 名 岩 田 憲 一

生年月日 昭和22年8月9日

住 所 生駒市壱分町913番地1

氏 名 藤 尾 庸 子

生年月日 昭和24年2月3日

平成21年9月8日提出

生駒市長 山 下 真